

平成 29 年 3 月 15 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 1 月 1 日

非線形問題研究会 奨励賞 選奨規程

第1条（目的）

非線形問題研究会 奨励賞（以下、NLP奨励賞）は、電子情報通信学会非線形問題研究会において発表された口頭発表またはポスター発表論文の中から、研究を奨励すること目的として優秀な発表を選定し、その口頭発表者を表彰する。

第2条（表彰対象論文）

選定の対象は、最近1年間に非線形問題研究会で発表された口頭発表またはポスター発表論文(1ページ論文は除く)とする。ただし、最近1年間とは前年度4月から12ヶ月間を指すものとする。

2. NLP奨励賞は、同一発表者が重ねて受賞することを妨げない。
3. NLP奨励賞は、同一発表者の受賞回数に制限を設けない。

第3条（表彰件数）

表彰件数は前年度NLP発表論文総件数の5%を上限とする。

第4条（選奨委員会）

NLP奨励賞を選定するためNLP奨励賞選奨委員会を設置する。選奨委員会は当該年度NLP研究専門委員会委員長を委員長、当該年度NLP研究専門委員会 顧問・専門委員・副委員長、幹事、幹事補佐を委員とする。

第5条（賞状）

表彰者には賞状を贈呈する。

第6条（表彰式）

表彰式は毎年度1回行う。

第7条（論文推薦）

NLP奨励賞受賞論文の中で特に優秀な論文は、NLP研究専門委員会推薦論文として、電子情報通信学会和文論文誌、もしくはNOLTA誌に推薦できるものとする。

附則

この規定は平成29年3月15日より実施する。

附則

この規定は令和3年4月1日より実施する。

附則

この規定は令和7年1月1日より実施する。

以上